

(A2) 土木学会学術振興基金助成事業規程

平成10年1月23日	制 定
平成12年9月14日	一部改正
平成18年4月21日	〃
平成22年1月22日	〃
平成23年11月18日	〃

(総則)

第1条 この規程は、定款第4条第1号及び第6号に規定する事業のうち、土木学会会計規則第3条第3号に規定する基金会計学術振興基金（以下「基金」という。）による助成事業に適用する。

(目的)

第2条 この助成事業は、土木学会の個人会員および会員グループが行う学術的、国際的、試行的、萌芽的な学術活動や若手会員が企画する学術活動、あるいは委員会等が行う緊急性・新規性の高い学術活動に助成を行うことにより、わが国はもとより広く世界の土木界の進展に寄与することを目的とする。

(基金の原資)

第3条 この基金の原資は、鹿島建設株式会社創立150周年記念における寄付金をもって充てる。

(助成金)

第4条 助成金は、原則として本基金の運用利息をもって充てるものとし、本基金の元本は原則として取り崩さない。

(交付規程)

第5条 この助成事業による助成金の交付は、別途定める「土木学会学術振興基金助成事業助成金交付規則」に基づいて実施する。

(担当委員会)

第6条 この助成事業の運営は企画委員会が担当する。

(処分)

第7条 事業の実施上やむを得ない事由により、本基金の全部または一部を処分しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。

(規程の変更)

第8条 この規程の変更は、理事会において行う。

附則（平成10年1月23日 理事会議決） この規程は、平成10年1月23日から施行する。

附則（平成12年9月14日 理事会議決） この変更規程は、平成12年9月14日から施行する。

附則（平成18年4月21日 理事会議決） この変更規程は、平成18年4月21日から施行する。

附則（平成22年1月22日 理事会議決） この変更規程は、平成22年1月22日から施行する。

附則（平成23年11月18日 理事会議決） この変更規程は、平成23年11月18日から施行する。